

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年11月21日

木 曜 日

号 外

目 次

人事委員会規則

○富山県人事委員会公開口頭審理傍聴規則

1

規 則

富山県人事委員会公開口頭審理傍聴規則を次のように定め、公布する。

平成25年11月21日

富山県人事委員会

委員 長 大 坪 健

富山県人事委員会規則第471号

富山県人事委員会公開口頭審理傍聴規則

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第50条第 1 項の規定による口頭審理（以下「口頭審理」という。）を公開した場合の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第 2 条 口頭審理を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、受付で傍聴者名簿に住所及び氏名を記入した後入場し、係員の指示により傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴者の数は、傍聴者用の席数を限度とする。

(傍聴券の発行)

第 3 条 口頭審理を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要と認めるときは、あらかじめ別記様式による傍聴券を発行し、その交付を受けた者に限り傍聴させることができる。

2 退場するときは、前項の傍聴券を受付に返還しなければならない。

(傍聴の禁止)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器その他人に危害を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) 旗、のぼり、プラカード、ビラの類を携帯している者
- (4) はち巻、たすき、腕章、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している者
- (5) その他口頭審理の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第 5 条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴席以外において傍聴したり、又はみだりに席を離れたりしないこと。
- (2) 口頭審理における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 私語、談話その他騒がしい行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 許可を受けないで撮影、録音等を行わないこと。
- (6) 主宰者の指示に反する行為をしないこと。
- (7) 前各号のほか、口頭審理の妨害になるような行為をしないこと。

(退場措置)

第 6 条 主宰者は、傍聴者がこの規則に違反したときは、注意を与え、なお、従わないときは、その者を退場させることができる。

2 主宰者は、傍聴者の多数が騒ぎ立て、口頭審理ができないときは、すべての傍聴者を退場させることができる。

3 退場させられた者は、当日再び傍聴することはできない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

(表)

			第 号
傍 聴 券			
年 月 日			
			富山県人事委員会 印

(裏)

傍聴者の守るべき事項	
傍聴者は、次の事項を守らなければならない。	
1	傍聴席以外において傍聴したり、又はみだりに席を離れたりしないこと。
2	口頭審理における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
3	私語、談話その他騒がしい行為をしないこと。
4	飲食又は喫煙をしないこと。
5	許可を受けないで撮影、録音等を行わないこと。
6	主宰者の指示に反する行為をしないこと。
7	その他口頭審理の妨害になるような行為をしないこと。
○	この傍聴券は、退場のときに返還してください。

